

2010/04/25

女性・市民コミュニティバンク（NPO バンク）の活動

女性・市民コミュニティバンク
理事長 向田映子

1 NPO バンク（市民金融）とは

- ・市民が出資したお金を基に、地域社会や福祉、環境保全のための活動を行う NPO や個人などに融資することを目的に設立された「市民の非営利バンク」
- ・銀行では無く、貸金業により融資。
- ・広がる NPO バンク作り：現在 12（北海道、新潟、長野、石川、東京、神奈川、愛知、福岡など）

2 女性・市民コミュニティバンク（前：女性・市民信用組合設立準備会）設立の経緯

1) これまでの金融への疑問

- ・預金者には知らされていない投融資先。
- ・兵器産業や巨大な開発事業など、社会的・倫理的に問題のある企業や環境破壊につながる事業への投融資

2) 女性たちによる市民事業（社会的企業）—保育、高齢者デイサービス、レストランなど—の起業資金・運転資金不足

- ・銀行から貸してもらえない現実—担保主義や女性たちが行う事業への無理解

⇒ 信用組合（小規模・非営利・協同体）作りへ（1998 年）

3 信用組合設立活動と現代版の「講」（NPO バンク）作り

- ・信組設立の認可の壁の高さ・厚さ
- ・政府の非営利・協同・小規模金融に関する政策・制度の不在

⇒ 市民がお金を出し合い、その資金を基に、地域の必要な事業に融資を行う、相互扶助の金融組織「現代版の講」（NPO バンク）活動を並行して実施

⇒ 信用組合設立活動は一旦休止（2009 年）。名称を、女性・市民コミュニティバンクに改称。

4 女性・市民コミュニティバンクの概要

1) ミッション

- ・市民がお金を出し合い、女性・市民を中心にした、非営利・相互扶助による金融
- ・市民事業（社会的起業）の起業や運営を支援する。
- ・地域内でお金を循環させる。
- ・透明性を重視—運営や融資先の情報を公開

2) システム

■出資

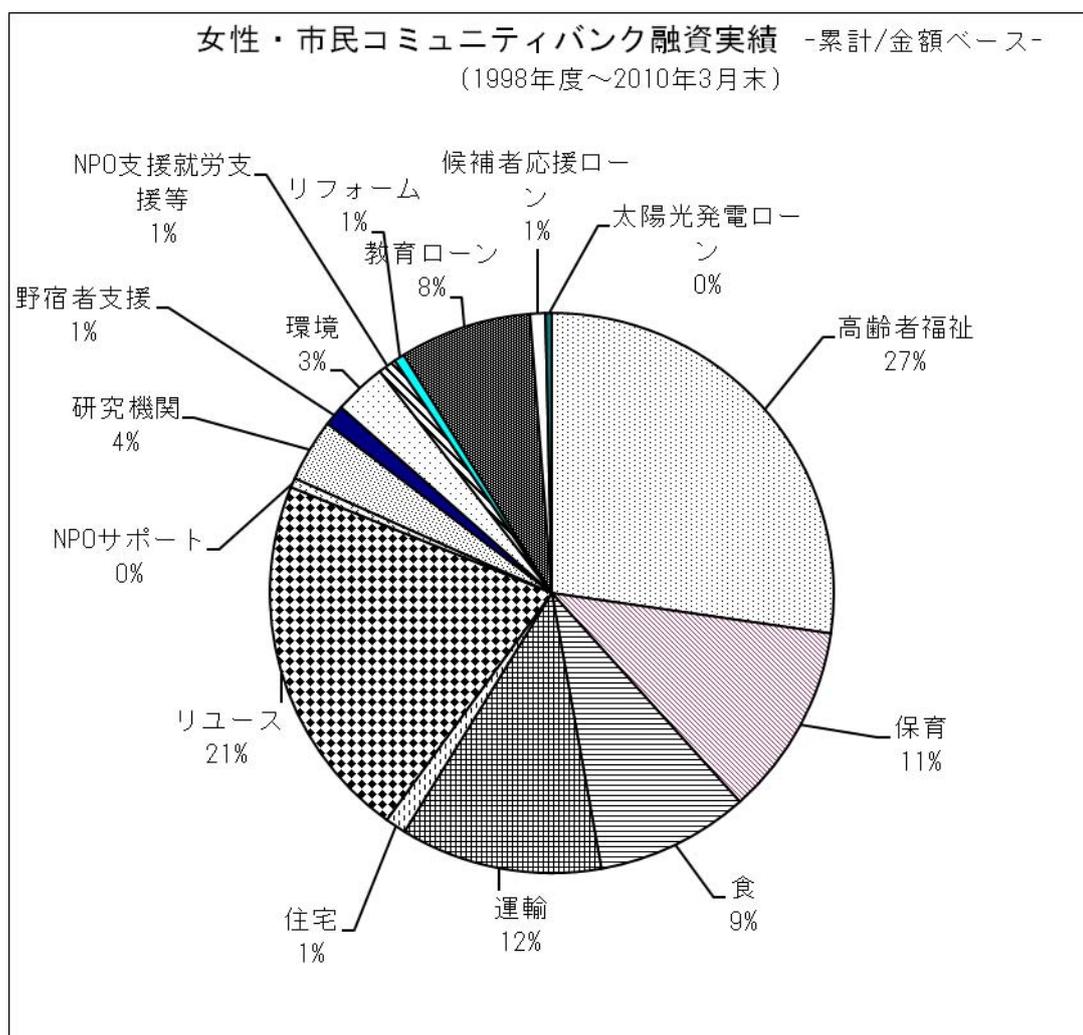
・1口：10万円

■融資

- ・融資対象：神奈川県内の出資者で、事業の立上げ・運転資金、個人など
- ・融資額：上限1,000万円
- ・金利（年）：平均2.3%
- ・融資期間：最長5年
- ・審査委員会による審査のポイント
 - ・地域社会に貢献する事業か
 - ・周囲（知人、友人、隣人）の支援の状況
 - ・採算性・継続性など

3) 現況（2010年3月末）

- ・出資者：424人（個人）、73（団体）
- ・出資金：1億2,754万円
- ・融資実績：119件、約4億1,500万円
- ・延滞・貸し倒れ：無し



【高齢者福祉】 デイサービス立上げ・運転資金、移動サービス車両購入資金、高齢者食事サービス配達車両購入資金、高齢者共同住宅資金、家事介護事業運転資金

【保育】 保育園の開設・改装資金

【食】 レストラン、惣菜の製造・販売

【運輸】 生協の品物等の配送車両の購入資金

【リユース】 リサイクルショップ立上げ資金、夏冬調整倉庫の借入資金

【NPO サポート】 NPO の経理サポート、パソコンサポート事業立上げ資金

【環境】 化学物質過敏症患者一時避難施設の土地購入資金、エネルギーカフェ立上げ資金

【野宿者支援】 ホームレスの自立支援施設立上げ資金、若者の就労訓練惣菜店の改装資金

【教育ローン】 保健士取得、臨床心理士資格取得のための入学費用等

5 NPO バンクに馴染まない現行法制度

1) お金を集める～金融商品取引法

- ① NPO バンクは適用除外に（非営利、金利（年）7.5%以下、出資配当無し等が条件）
- ② 欧米では育成・支援
 - ・非営利組織の発行する証券は除外（米国）
 - ・金融NPOへの投資は所得税・法人税から税額控除（投資額の5%、期間5年）（英国）

2) お金を貸す～改正貸金業法

- ① 規制強化・・・指定信用情報機関への加入の義務付け、総量規制、貸金業務経験者の配置など
- ② NPO バンクにも適用・・・個人情報への危惧、経費の増大
- ③ 貸金業法はNPO バンクのミッション・事業運営とかけ離れた法律

⇒ NPO バンクの適用除外を求める要請活動

6 豊かな地域社会づくりに貢献する金融のための法制度に向けて

- ① 欧米で広がる「社会的利益」を重視する「社会的銀行」
- ② 日本で可能性を広げるために
 - ・非営利バンク法（NPO バンク法）（仮称）
 - ・社会的投資減税（社会的エンジェル税制）制度
 - ・公的 CDFI ファンド（非営利金融の公的支援制度）

以上